

「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」
に対する意見書を踏まえた事業者の対応方針について

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
<p>本案件では、中津川市千旦林地域内の中部総合車両基地の北側において、約12haの土地開発を行い、新たに約30万立米の要対策土を含む約96万立米の発生土置き場を設置する工事(以下、「基地北側発生土置き場計画」という。)及び同基地内において約10万立米の要対策土による造成工事(以下、これら二つの工事を「本工事」という。)が計画されている。</p> <p>基地北側発生土置き場計画では、高さ30mの盛土内に、要対策土を二重遮水シートで封じ込めることになっており、本工事の滲出水を含む工事排水は、計画地に隣接する農業用ため池に排水される計画となっている。</p> <p>事業者においては、こうした点を踏まえ、以下の事項について十分に検討されたい。</p>	<p>本意見書の受領以降、中津川市内のトンネル掘削工事の進捗に応じた要対策土の発生実績を踏まえて、要対策土の総発生量を精査した結果、中部総合車両基地(以下、「車両基地」という。)の封じ込め容量を調整することにより、要対策土の封じ込めは、車両基地のみで実施することとし、中部総合車両基地北側発生土置き場(以下、「基地北側発生土置き場」という。)では実施しないこととしました。</p> <p>よって、基地北側発生土置き場については、要対策土を含まない発生土のみを用いて、従来の計画通りの形状で盛土を造成します。</p>
<p>I 総括的事項</p>	
<p>1 本工事により封じ込めを行う要対策土については、農業用ため池の上流部に恒久的に存在することになるため、その管理にあつては事業者が責任をもって行うこととし、搬入された要対策土の量、性状、対策状況等について地域住民等へ継続的に周知するなど、配慮すること。</p>	<p>要対策土の封じ込めを行う車両基地については、要対策土の封じ込めに係る範囲に限らず、将来にわたり、弊社が鉄道施設として管理いたします。</p> <p>弊社は、搬入した土量や性状(自然由来の重金属等の種類、酸性化可能性)、対策状況等を把握のうえ、国の定める「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)」(以下、「国のマニュアル」という。)等を参考に適切に管理いたします。</p> <p>搬入した土量や性状、対策状況等については、工事の進捗に応じ、地域住民の皆様にも周知します。</p> <p>また、工事完了後も継続して、盛土の管理状況等を地域住民の皆様にも周知します。</p> <p>周知の方法や具体的な内容は、今後、地元関係者や関係自治体と調整いたします。</p>
<p>2 本工事の工事中及び供用後において、地域住民の生活環境に対する不測の問題が発生した際は、関係機関との迅速かつ緊密な情報共有のもと、地域住民へ情報を開示するとともに、徹底した調査のうえ、適切な対策を講じること。</p>	<p>工事中及び供用開始後において、水質検査の結果、法令等に基づく排水基準等に適合しないことが確認された場合や地震・豪雨等の災害により盛土に変状が生じ、二重遮水シートの破損が懸念される場合等、地域住民の皆様のご生活環境に係る不測の事態が発生したときは、関係機関との迅速かつ緊密な情報共有のもと、地域住民の皆様へ情報を開示します。</p> <p>また、国のマニュアル等を参考に、生活環境への影響の観点から必要となる調査や対策を適切に実施します。</p> <p>加えて、例えば水質検査において、工事前の濃度等と比較して高くなっていく傾向が続く場合等、異常の兆候が疑われるときは、関係機関に相談のうえ、不測の事態に備えた対応について調整いたします。</p> <p>その詳細については、本工事の環境保全措置を取りまとめた「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事における環境保全について(中部総合車両基地(造成工事、建物工事)、中部総合車両基地北側発生土置き場)」(以下、「環境保全計画書」という。)に記載しました。</p>

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
<p>3 本工事において、搬入を予定している要対策土の搬出元が中津川市内であることを明確にするるとともに、各搬出元からの発生土量及び性状（自然由来の重金属の種類、酸性化可能性）を十分な調査と事前予測により把握したうえで、必要な処理計画を、「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」（以下「影響検討書」という。）に明記すること。</p>	<p>車両基地には、中津川市外からの要対策土の搬入は計画しておりません。</p> <p>弊社は、事前の地質調査や文献の調査により、中央新幹線路線における地質分布と地質ごとの重金属等のリスクを想定しています。それらのリスクに応じて、各工事における該当地質の掘削量から、要対策土の発生量を概算しています。</p> <p>加えて、発生土を1日1回または5,000m³に1回を下回らない頻度で検査しており、実績を踏まえて要対策土の発生量の精査を引き続き実施します。</p> <p>処理計画は、要対策土の土量、性状に加えて現地の地形条件等についても、十分な調査により把握したうえで、二重遮水シートにより封じ込めることとしました。</p> <p>これらについて「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」（以下、「影響検討書」という。）及び同資料編に記載して更新しました。</p>
<p>4 要対策土の発生土量が、本工事における搬入可能量を下回る場合においても、盛土の安定性を確実に維持する計画とするとともに、搬入可能量を上回る場合の対応についても検討し、影響検討書に明記すること。</p>	<p>要対策土の発生土量が二重遮水シート内への封じ込め容量を下回る場合は、要対策土を含まない発生土を二重遮水シート内に充当するか、または、封じ込め容量そのものを縮小します。</p> <p>盛土の安定性の確認は、事前の地質調査のみならず、工事中にも発生土の土質試験を実施する等、最も強度の低い発生土を用いた場合を前提としています。</p> <p>要対策土であるか否かにより強度の差は生じないため、封じ込め容量の一部に要対策土を含まない発生土を充当したとしても、盛土の安定性には影響は生じません。</p> <p>また、車両基地の要対策土封じ込め範囲は、安定計算における影響範囲（すべり面）に位置しないこと等から、封じ込め容量を縮小したとしても、盛土の安定性には影響は生じません。</p> <p>要対策土の発生量が車両基地の封じ込め容量を上回る場合は、車両基地への搬入以外の方法で適切に処理いたします。</p> <p>これらについて、影響検討書に記載して更新しました。</p>
<p>5 本工事の実施にあたっては、中津川市環境保全条例をはじめ、環境保全に関する法令・条例を遵守し、周辺の自然環境および生活環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	<p>本工事の実施にあたっては、中津川市環境保全条例をはじめ、環境保全に関する法令・条例を遵守し、必要な措置を講じてまいります。</p>
<p>6 本工事において搬入する発生土の検査に当たっては、各搬出元における環境基準への適合状況の判定の精度を確保するよう努めること。</p>	<p>国のマニュアル等を参考に、各搬出元において発生土を1日1回または5,000m³に1回を下回らない頻度で同マニュアル等に示されている方法を用いて発生土の自然由来重金属等の土壌溶出量、酸性化可能性を適切に検査しております。</p> <p>加えて、地質が大きく変化する等の兆候が見受けられる場合には、検査頻度を上げる等の対応を行います。</p> <p>また、搬入先である車両基地及び基地北側発生土置き場と搬出元の各工事は相互に連携し、検査の状況や土質性状等に関する情報を共有するよう努めます。</p>

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
II 個別的事項	
1 大気質	
<p>要対策土の運搬、造成に当たっては、飛散流出防止に係る環境保全措置を計画し、今後提出する本工事に関する環境保全についての報告書（以下、「環境保全計画書」という。）に明記すること。</p>	<p>要対策土の運搬における飛散流出防止のため、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂版第4.2版）」を参考に運搬車両の荷台には飛散防止効果も期待できる浸透防止シート等を敷設します。</p> <p>要対策土を運搬する車両は、要対策土にタイヤが触れないよう通行経路を敷鉄板上に限定し、万が一、要対策土がタイヤに付着した場合は清掃を行う等、封じ込め範囲外への要対策土の流出を防止します。</p> <p>また、造成にあたっては、要対策土に限らず、必要に応じて適切に散水を実施することにより粉じん等の発生を低減します。</p> <p>加えて、一定期間、作業を行わない範囲がある場合等、工事の状況に応じて可能な範囲でシートを敷設し、要対策土の飛散防止に努めます。</p> <p>これらについて、環境保全計画書に記載しました。</p>
2 水質・地下水	
<p>(1) 本工事計画地の周辺において、影響範囲を想定したうえで、表流水及び地下水の利用（以下「水利用」という。）の状況について、地域住民等へのヒアリング等により実態（農業用水の取水位置、飲用の有無等）を把握し、その結果を影響検討書に明記すること。</p>	<p>本工事計画地の周辺において、地形状況や地質調査結果を踏まえて影響範囲を想定したうえで、水利用の状況について、現地踏査や地域住民の皆様へのヒアリング等により把握しております。</p> <p>これらについて影響検討書資料編に記載して更新しました。</p>
<p>(2) 以下の点を考慮のうえ、適切なモニタリング体制を構築し、環境保全計画書に明記するとともに、モニタリングの結果については年度ごとにとりまとめて公表すること。</p> <p>① 地下水、地表水、地質の状態、シート外暗渠管の敷設状況、周辺の井戸利用状況などを考慮するとともに、二重遮水シートの破損等の異常事態も想定したうえでモニタリング位置を選定すること。</p> <p>② 選定したモニタリング位置については、工事排水の放流地点、農業用水の取水位置等の水利用地点との位置関係を明確にすること。</p> <p>③ モニタリングにおいてバックグラウンド値と比較した数値の変動や、水質汚濁に係る環境基準を超えるような場合など、異常が生じた場合の対応について、あらかじめ検討すること。</p> <p>④ 本工事の完了後に実施するモニタリングについては、水利用への影響を捉えられるよう、根拠を持って適切な期間を設定すること。</p>	<p>以下の点を考慮のうえ、適切なモニタリング体制を構築し、環境保全計画書に記載しました。なお、モニタリング体制の検討にあたっては、学識経験者に意見を聴取しています。</p> <p>モニタリングの結果については、年度ごとに取りまとめ公表します。</p> <p>① 地下水、地表水、地質の状態、シート外暗渠管の敷設状況、周辺の井戸利用状況などを考慮するとともに、二重遮水シートの破損等の異常事態も想定したうえでモニタリング位置を選定しました。</p> <p>② 工事排水の放流地点、農業用水の取水位置等の水利用地点との位置関係を明確にしたうえで、環境保全計画書に記載しました。</p> <p>③ 異常が発生した場合の対応については、意見I-2に対する回答のとおりです。</p> <p>また、工事前から定期的に水質等を確認し、把握します。</p> <p>④ 弊社は、工事完了後も、責任をもって、水質検査を継続します。定常化までは月1回、定常化後2年間は四半期に1回の頻度で検査します。それ以降も検査を継続し、その調査方法、頻度等は地元関係者や関係自治体と調整のうえ決定します。</p>

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
<p>(3) 豪雨時を含め、本工事から発生する工事排水による水利用への影響を回避、低減するため、滲出水処理設備及び濁水処理設備による確実な処理及び土砂流出防止措置等の対策を計画し、環境保全計画書に明記すること。</p>	<p>滲出水の処理計画は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に基づき、中津川市において観測史上最多となった、月降水量及び年降水量を踏まえて計画しております。豪雨等の場合は、一時的に二重遮水シート内に滲出水を貯めて、数日かけて滲出水の処理を行う計画です。</p> <p>また、要対策土に触れていない雨水を処理する濁水処理設備についても、造成の範囲や進捗に応じて、近年の降水実績等を踏まえた適切な処理能力を確保します。</p> <p>滲出水処理設備や濁水処理設備は、確実に機能が発揮されるよう、適切に保守点検を行います。</p> <p>これらの詳細について、環境保全計画書に記載しました。</p>
<p>3 土壌</p>	
<p>雨水による暴露によって酸性化可能性があるため、造成中の要対策土上部へのシート掛けにより、降雨等にさらさないような環境の中での造成に努めるとともに、事前予測によりモニタリングの必要性、異常時の対応を検討し、環境保全計画書に明記すること。</p>	<p>雨水の流入・浸透を完全に防ぐことは困難ですが、工事中は、要対策土封じ込め範囲の周囲に土堰堤を設ける、浸透防止シートを敷設する等の対策により可能な限り要対策土への雨水の流入・浸透を抑制いたします。</p> <p>やむを得ず要対策土に触れた水は、ポンプアップによりタンク等に集水のうえ、排水の都度、検査を実施し、基準値に適合しない場合は、適切に処理したうえで放流いたします。</p> <p>異常時の対応については、意見 I-2 に対する回答のとおりです。</p> <p>これらについて、環境保全計画書に記載しました。</p>
<p>4 騒音・振動</p>	
<p>騒音・振動については、近隣住家に対する予測値、発生頻度、期間等について定量的な予測結果を影響検討書に明記すること。</p>	<p>近隣住居に対する騒音・振動については、影響検討書資料編 P3-2-2、P3-2-3、P4-2-1 において距離別の予測値及び距離減衰の状況を示しております。</p> <p>なお、工事範囲境界から最も近い住居までの距離は約 50m であり、工事範囲境界から 50m の地点における騒音は 68dB、振動は 52dB と予測しております。</p> <p>なお、予測は、ピークとなる月を対象に行っております。</p> <p>工事にあたっては、工事の予定等を地域住民の皆様にご丁寧にご説明のうえ、日々の簡易計測を実施するとともに、騒音・振動の低減に努めてまいります。</p>
<p>5 地盤</p>	
<p>(1) 盛土の安定性について、本工事計画地の地盤、地下水の状況や遮水シートなどの異種材料による影響を勘案したうえで、必要な保全措置を影響検討書に明記すること。</p> <p>また、封じ込める要対策土の発生土量、土質が変化した場合には、盛土の安定性について、随時見直し精度を高めること。</p>	<p>地盤・地下水の状況を勘案して、盛土の安定性確保のため対策を実施することを影響検討書に記載して更新しました。遮水シート等の異種材料については、要対策土の封じ込め範囲が車両基地の盛土全体に対して些少であること、安定計算における影響範囲（すべり面）に位置しないこと等から、盛土の安定性には影響は生じません。</p> <p>対策の詳細については、環境保全計画書に記載しました。</p> <p>盛土の安定性の見直しについては、意見 I-4 に記載の内容のほか、発生土は本工事に搬入する前に、必要に応じて土質試験を行い、その結果を踏まえて盛土の安定に必要な強度を確保できるよう施工します。</p>
<p>(2) 本工事の工事中において、集水槽や滲出水処理設備の処理能力を超える豪雨が発生した際に、一時的に要対策土内に雨水を貯留する計画については、盛土の安定性について専門家に確認するなど確実な評価を実施し、結果を影響検討書に明記すること。</p>	<p>二重遮水シート内に一時的に雨水を貯留した場合の盛土の安定性については、要対策土の封じ込め範囲が車両基地の盛土全体に対して些少であること、安定計算における影響範囲（すべり面）に位置しないこと等から影響は生じないものと考えております。</p> <p>これらについては、影響検討書に記載して更新しました。</p>

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
6 動物・植物・生態系	
<p>(1) 現地調査の実施に当たっては、希少種の生育環境を考慮した適切な時期、場所を選定して実施するとともに、希少種が確認され、生育環境が保全されない場合には、専門家に確認したうえで環境保全措置を検討し、環境保全計画書に明記すること。</p> <p>なお、植物の調査については、最新の「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版－岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版－」を参照すること。</p>	<p>生育が想定される希少な植物の開花時期等を踏まえて、工事着手前の現地における確認調査を2025年4月23日に実施し、改変範囲内に重要種であるシデコブシ、ハナノキ、フモトミズナラを確認しました。</p> <p>確認箇所は、工事の計画上、回避することが困難であるため、今後、専門家の助言のもと、工事着手までに移植・播種を実施することを考えています。</p> <p>なお、工事着手前の確認調査では、最新版の「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版－岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版－（平成26年、岐阜県）」を使用して調査しました。</p> <p>これらについて、環境保全計画書に記載しました。</p>
<p>(2) 本工事によるオオタカへの影響について引き続き調査を実施し、営巣の妨害等の影響が確認された場合には、工事を一時中断するなど対応を計画し、環境保全計画書に明記すること。</p>	<p>千旦林地区に生息するオオタカ（千旦林南ペア）については、基地北発生土置き場を除く同地区内の工事の影響が及ぶ可能性があるため、引き続き調査を実施し、生息状況を踏まえ、専門家の助言を得ながら必要な対応を講じます。</p>
<p>(3) 生態系への影響は、本工事の完了後、期間が経過した後に現れることがあるため、長期的な視点でモニタリングを計画し環境保全計画書に明記すること。</p>	<p>生態系を特徴づける注目種ごとに工事による影響を検討した結果、千旦林地区に生息するオオタカ（千旦林南ペア）については、基地北発生土置き場を除く同地区内の工事の影響が及ぶ可能性があるため、調査を継続してまいります。</p> <p>また、改変範囲内で発見された重要種であるシデコブシ、ハナノキ、フモトミズナラについて、移植・播種を実施した後は生育状況を確認するための事後調査を実施します。調査期間は、移植・播種後3年を基本として考えておりますが、調査結果や専門家の助言を踏まえて、必要により4年目以降も調査を継続するなどの検討を行います。</p> <p>この内容については、環境保全計画書に記載しました。</p>
7 触れ合い活動の場	
<p>触れ合い活動の場について、ヒアリングの実施時期、対象、ヒアリング結果を影響検討書に明記すること。</p>	<p>評価書に示す既往の調査結果に加え、地域住民の皆様や団体等にヒアリングを実施し、本工事の計画地周辺に「主要な人と自然との触れ合い活動の場」が存在しないことを確認しています。</p> <p>評価書における調査結果及び新たに実施したヒアリングの実施時期、ヒアリング結果を影響検討書及び同資料編に記載して更新しました。ただし、個人情報保護の観点からヒアリングの対象、その他個人の特定に繋がる内容については、記載を控えさせていただきます。</p>
8 文化財	
<p>本工事の工事中において、生息場所が定まらない天然記念物（例えば、カモシカ、ヤマネ、オオサンショウウオ、ネコギギ、イタセンパラ等）や土器等の遺物が発見された場合には、即時工事を中断し、中津川市文化財担当部局へ連絡し、協議を行うこと。</p>	<p>本工事の改変範囲内やその周辺において、生息場所が定まらない天然記念物や土器等の遺物が発見された場合は、必要に応じ、一時作業を中断のうえ、速やかに中津川市文化財担当部局へ連絡し、その後の対応について協議します。</p>

岐阜県からの意見書の内容	事業者の対応方針
9 景観	
<p>コンピュータグラフィックスを用いて、近景や、上空からの予想図など、景観の変化をできる限り詳細に影響検討書において示すこと。</p>	<p>弊社の評価書においては、主要な眺望点及び日常的な視点場*や景観資源の状況の調査を行っており、車両基地周辺では主要な眺望点として「根の上高原御岳展望台」と「恵那峡ロード」を選定のうえ、主要な眺望景観の変化について予測・評価を行っています。</p> <p>基地北発生土置き場の影響検討においても同様に、「根の上高原御岳展望台」と「恵那峡ロード」からの主要な眺望景観の変化についてフォトモンタージュを用いて検討を行っています。</p> <p>上記のとおり景観への影響は適切に評価しておりますが、工事の概要をよりご理解いただけるよう、影響検討書に完成後のイメージ図を掲載して、更新しました。</p> <p>※日常的な視点場は、地域の人々が日常的に利用している場所や地域の人々に古くから親しまれてきた身の回りの身近な場所としています。</p>
10 廃棄物	
<p>本工事において搬入される発生土に廃棄物が混入することがないように、各搬出元における廃棄物の分別の徹底、搬入時の確認など、あらかじめ具体的な対策を検討し、環境保全計画書に明記すること。</p>	<p>搬入される発生土にコンクリート塊等の廃棄物が混入することがないように各搬出元のコンクリート塊等の廃棄物の分別の徹底、搬入時の確認を行います。</p> <p>これらについて、環境保全計画書に記載しました。</p>
III その他	
<p>影響検討書及び環境保全計画書については、本意見の内容を反映して、地域住民に丁寧に説明したうえで、本意見に対する見解とともに県に提出すること。</p>	<p>弊社は工事着手にあたっては、工事説明会を開催し、工事の内容や環境保全措置について、地域住民の皆様にご説明し、その結果を踏まえて環境保全の計画を取りまとめ公表することとしています。</p> <p>本工事においては、坂本地区及び中津西地区を対象に2025年9月20日、21日、22日、24日の計4回の工事説明会を開催し、合計で27名の方にご出席いただきました。説明会では、いただいた意見を踏まえた対応についても、丁寧に地域住民の皆様にご説明し、地域住民の皆様からは、特にモニタリングの位置や頻度等についてご質問をいただき、当社からは位置選定の理由や頻度等の考え方について丁寧に説明いたしました。</p> <p>その後の計画変更については、本工事に隣接する旧ため池を管理する坂本北部旧溜池水利組合に対しては、同2026年4月15日に同組合の臨時総会にて25名の方にご出席いただき、ご説明いたしました。また、坂本地区においては2026年4月22日、26日の計2回の説明会、中津西地区においては2026年4月期の回覧により、地域の皆様にご説明いたしました。坂本地区の説明会では、合計で11名の方にご出席いただきました。ご説明の結果、計画変更に関するご意見はありませんでしたが、要対策土封じ込めを行う盛土の安全性等について改めてご質問いただき、その対策等について丁寧に説明いたしました。</p> <p>ついでには、本事業者見解とともに、更新した影響検討書及び環境保全計画書を提出いたします。</p>

以上